

市街化調整区域に立地する社会福祉施設等

都市計画法第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホに基づき許可する、市街化調整区域に立地する社会福祉施設等について、下記のすべての要件に該当する施設は、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

記

- 1 本基準による社会福祉施設等とは、さいたま市の各種整備計画に位置付けられている施設であって、本市が行う公募により選定された事業者が行う、以下のものをいう。
  - (1) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設をいう。
  - (2) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設（社会福祉施設を除く。）をいう。
- 2 申請者
  - (1) 社会福祉施設等を自らが設置し、維持管理についても自ら永続的に行う者。
  - (2) 社会福祉施設等を運営するにあたって、個別法による資格、免許、又は許可等（以下「資格等」という。）を必要とする場合は、当該資格等を取得している者、又は取得する見込みが明らかである者。
- 3 土地等  
次のいずれにも該当すること。
  - (1) 申請地
    - ア 本市が行う公募により選定された事業者が行う区域とすること。
    - イ 面積は、1ヘクタール未満とすること。
    - ウ 主となる道路に10メートル以上接していること。
  - (2) 予定建築物  
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、10分4以下とすること。  
規模は、高さ15メートル以下で、かつ、建築基準法に適合するものであること。
  - (3) 敷地内緑化  
さいたま市みどりの条例第19条に規定された協議において、さいたま市緑化指導基準に適合したものであること。なお、当該基準に規定されている敷地面積に対する緑地の割合を25パーセント以上とすること。
- 4 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに該当するものは、法第33条第1項第2号及び第4号に規定する基準を勘案して、支障が無いものにする。
- 5 その他  
他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等（見沼土地利用承認を含む。）が受けられるものであること。

附 則

- 1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。